

岐阜市発注工事における週休2日モデル工事（営繕工事）実施要領

1. 実施目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。そのため、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みとして、建設業の「週休2日」を推進することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

週休2日とは、次の①、②又は③の状態をいう。

- ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間において、全ての週で原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成通知日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉鎖された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

- ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所（現場休息）されている状態をいう。

なお、受注者の責によらず悪天候の影響等により、やむを得ず平日に

現場閉所（現場休息）し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所（現場休息）日を指定するものとする。

土日に代わる現場閉所（現場休息）日の指定にあたっては、「月曜日から日曜日まで」を1週間と定義し、土日に代わる現場閉所（現場休息）日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所（現場休息）日を含め1週間に2日間以上の現場閉所（現場休息）を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

また、夜間工事は曜日を跨ぐことから、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所（現場休息）が行われていれば、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

② 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

③ 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、②、③において、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

また、現場閉所（現場休息）率の算定において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

現場休息率の算定において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。

3. モデル工事実施方針

(1) モデル工事実施時期

令和8年4月1日以降に起工する営繕工事

(2) モデル工事実施対象

壱岐市が発注する営繕工事において、原則、下記のいずれにも該当しない公共工事を対象とする。また、モデル工事実施対象は、特記仕様書に対象工事であることを明記するものとする。

・緊急対応を要する工事

- ・小規模工事、工場製作が主たる工事、材料費が工事費の大部分を占める工事等で現場作業期間が4週間未満であることが想定される工事
- ・供用を控える等、工期に制約がある工事
- ・その他、発注者が週休2日に適していないと判断する工事

4. モデル工事実施方法

(1) 発注方式

発注方式は、「受注者希望型」とする。

「受注者希望型」とは、発注者が週休2日の対象工事として発注し、受注者が工事契約後、週休2日を実施するか否かを判断し実施するもの。

(2) 積算方法

週休2日モデル工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

① 完全週休2日（土日）モデル工事（4週8休以上）

労務費 1.02

現場管理費 1.01

② 月単位の週休2日モデル工事（4週8休以上）

労務費 1.02

(3) 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

① 複合単価

複合単価の労務単価は、4.(2)の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

② 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。なお、とりこわし工事及び撤去工事（設備工事を含む。）の場合は、「表A-2 建築工事の補正率」における仮設工事を準用する。

【新営工事の場合】

・市場単価 × 新営補正率

・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

・市場単価 × 新営補正率

・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

・市場単価 × 改修補正率

・補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8（3）ロ．基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表 A - 2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休 2 日モデル工事 及び 完全週休 2 日モデル工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日モデル工事 及び 完全週休2日モデル工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンドインク	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日モデル工事 及び 完全週休2日モデル工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧ファン類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22

(4) 積算及び変更方法

月単位の4週8休以上を前提に、4.(2)②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、完全週休2日(土日)の4週8休以上となる場合は、補正係数を4.(2)①に変更して増額変更する。月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書の規定に基づき行うものとする。また、工事着手前に週休2日に取り組むことについては、契約締結後における直近の変更契約時に合わせる等により請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(5) 対象工事である旨等の明示

対象工事である旨等の明示は、特記仕様書及び現場説明書への記載により行うものとする。

当初発注時点において、現場閉所(現場休息)による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業又は期間を特記仕様書に明示するものとする。

また、契約後、受注者の責によらず、現場閉所(現場休息)の実施が不可能となる期間が生じる場合、または週休2日の対象外とする期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所(現場休息)による週休2日の対象外とする作業又は期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書に対象外とする作業又は期間を明示するものとする。

(6) 現場閉所(現場休息)の確認方法

① 工事着手前

- ・受注者希望型の場合、受注者は、週休2日の取組の希望の有無を工事打合せ簿で監督職員に協議するものとする。ただし、この時点で完全週休2日か月単位の週休2日かを宣言させる必要はない。
- ・監督職員は、現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・発注者は、「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施する期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出

ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

- ・受注者は、契約後において、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当でないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

② 工事着手後

- ・監督職員は、工事計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正にあたっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ・受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、月1回の工事報告書に添付し監督職員に提出する。

③ その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

（7）週休2日モデル工事の見える化

受注者は、週休2日モデル工事である旨を仮囲い等に明示する。